



第7章

医療安全確保と 医療に関する相互理解の推進

- 1 医療安全対策の推進 112
- 2 医薬品等の安全対策 115
- 3 医療機能に関する情報提供と相互理解の推進 116

第7章 医療安全確保と医療に関する相互理解の推進

1 医療安全対策の推進

(1) 医療機関への立入検査等

■ 現状

○ 定期立入検査

医療機関が適切な医療を提供していくための体制整備を目的として、標準人員の確保、適正な管理等について医療法に基づく検査を行い、必要な指導・助言を行っています。

病院については、全施設に対して実地・書面検査を1年ごとに交互に行い、有床診療所については、全施設を約半数に分けて2年ごとに実施しています。無床診療所については、各年度の立入検査計画に基づき実施しています。

○ 病院・診療所支援事業

医療機関における医療安全の確保について、情報提供や研修会開催等による支援を行い、医療安全体制の整備を促進しています。

■ 課題・施策の方向性

○ 立入検査の実施頻度が少ない診療所において、医療安全の取組に対する支援を強化していく必要があります。

○ 立入検査において優良事例を積極的に収集し、医療機関における医療安全の取組支援に活用していく必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	医療機関への立入検査の実施	医療機関への立入検査を行い、医療安全対策の促進を図ります。	—	◎基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(2) 医療安全支援センター運営事業

■ 現状

○ 医療安全相談窓口

市民・患者と医療提供者の信頼関係を高め、市民が安心して医療を受けられる環境づくりを推進することを目的として医療安全相談窓口を設置しています。

医療安全相談窓口に寄せられた相談に対する助言や情報提供により、市民・患者の医療に関する情報共有と、医療への主体的参加を支援しています。

相談件数は、2020年度から減少傾向にあります。これは新型コロナウイルス感染症対応のため暫定的に設置された各相談窓口に分散されたためと分析しており、今後再び当窓口への相談は増加すると想定されます。また、医療安全相談窓口の認知度は約10%（2022年（令和4年））となっています。

表7-1-1 医療安全相談窓口相談件数

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2,086件	2,222件	2,047件	1,958件	1,756件

○ 医療安全講習会等の開催

医療従事者向けの医療安全講習会、院内感染対策セミナーを開催しています。

○ 市民向け出前講座の実施

市民向け出前講座「上手に医療を受けるために～医療安全相談窓口に寄せられる相談から～」を開催しています。

○ 医療安全推進協議会

医療関係団体や有識者などにより構成する、医療安全推進協議会を設置し、札幌市の医療安全施策及び医療安全支援センターの運営方針等について評価・助言・提案を受けています。

○ 相談職員の研修状況

相談職員の資質向上を図るため、毎年度、医療安全支援センター総合支援事業主催の研修等を受講しています。

■ 課題・施策の方向性

- 医療安全に係る相談は今後も増加すると想定されることから、医療相談体制を充実させ、医療提供者と市民との相互理解を促進することが必要です。
- 医療に関する相談を必要としている市民が、医療安全相談窓口へ速やかにつながるよう、相談窓口の認知度の向上と関係相談窓口との連携が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	医療安全支援センター運営	医療安全相談窓口の運営、医療安全講習会等の開催、医療安全推進協議会の運営を行います。	—	◎基本目標3 ◎基本目標4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P93参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

2 医薬品等の安全対策

■ 現状

- 薬局・医薬品販売業等に対する立入検査

医薬品等による保健衛生の向上及び危害防止を図ることを目的として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、薬局や医薬品販売業等に対する監視指導・立入検査を実施しています。

無資格者による医薬品の販売等の違反が認められることが多い夜間においてもドラッグストア等に対する監視指導・立入検査を実施し、違反に対する改善指導を行っています。

- 個人輸入医薬品や健康食品に係る普及啓発

個人輸入した医薬品等については、法に基づく安全性が確認されておらず、使用には健康被害等のリスクが伴うことについて啓発しています。

■ 課題・施策の方向性

- 薬局や医薬品販売業に対する監視指導・立入検査を継続する必要があります。
- 個人輸入した医薬品等による健康被害を防ぐための啓発が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	薬事関係施設への立入検査の実施	薬事関係施設への立入検査を行い、医薬品等の安全対策の促進を図ります。	—	◎基本目標3
継続	個人輸入医薬品等に係る啓発	個人輸入した医薬品等のリスクについて啓発していきます。	—	◎基本目標3
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P93参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

3 医療機能に関する情報提供と相互理解の推進

■ 現状

○ 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）

医療機能情報提供制度は、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援するための制度です。

医療機関が自らの医療機能等（診療科目、診療日、診療時間等）に関する情報について都道府県に報告し、各医療機関から報告された情報はホームページで検索できるようにするなど、住民・患者が利用しやすい形で公表しています。

病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局について、それぞれの施設における医療機能情報を提供しています。

○ 北海道救急医療・広域災害情報システム

休日・夜間当番医、診療科目、症状別など様々な条件に応じた医療機関情報を住民に提供するほか、医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをつなぎ、医師の在・不在、手術・入院の可否などの専門情報等を関係機関に提供しています。

○ 救急安心センターさっぽろ（#7119）（再掲）

市民が急な病気やけがで救急車を呼ぼうか迷った際などの救急医療相談及び医療機関案内に対応しています。

○ さっぽろ医療ガイド

医療機関の探し方や、上手なかかり方、医療に関して困った時の相談窓口など、いざという時に備えて知っておきたい情報をまとめたガイドブックを作成し、各区役所などで配布しています。また、札幌市公式ホームページでも公開しています。

■ 課題・施策の方向性

- 市民・患者が医療機関の機能分化・連携の趣旨について理解し、疾病や状態に応じた医療を受けられるよう、医療に関する適切な選択に必要な情報の共有が必要です。
- 市民・患者が医療機関の選択を行うにあたり、必要な情報を取得しやすい環境の整備が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	医療アドバイザー制度	医療機関のかかり方や薬の知識など、市民の医療に関する相談ニーズに対応するため、専門家等を医療アドバイザーとして登録し、地域における自主的な学習会などに派遣します。	—	◎基本目標3 ◎基本目標4
継続	出前講座の実施	出前講座「急な病気になったら！？～知っておこう！札幌市の救急医療体制～」、「上手に医療を受けるために～医療安全相談窓口～」に寄せられる相談から～」を実施します。	—	◎基本目標3
継続	医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P 67参照]		
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P 93参照]		
継続	救急安心センターさっぽろの運営	(再掲) [P 76参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

